

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、令和6年6月28日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0628第2号」により、測定項目の留意事項が変更されましたので、下記の通りご案内いたします。
健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。
謹白

記

■ 適用日 令和6年 7月 1日から適用

■ 保険収載内容 一部変更

測定項目	保険点数
抗カルジオリピン I g G抗体	226点
抗カルジオリピン I g M抗体	226点
抗 β_2 グリコプロテイン II g G抗体	226点
抗 β_2 グリコプロテイン II g M抗体	226点



保険収載内容 一部変更 下線部分が変更されました。

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
抗カルジオリピンIgG抗体 抗カルジオリピンIgM抗体 抗β ₂ グリアロブリンIlgG抗体 抗β ₂ グリアロブリンIlgM抗体	各226点	免疫学的検査判断料 (※6 144点)	「D014」自己抗体検査 「30」
留意事項			
～ (略) ～			
<p>(11) 抗カルジオリピンIlgG抗体、抗カルジオリピンIlgM抗体、抗β₂グリアロブリンIlgG抗体、抗β₂グリアロブリンIlgM抗体</p> <p>ア「30」の抗カルジオリピンIlgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。</p> <p>イ「30」の抗β₂グリアロブリンIlgG抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。</p> <p>ウ「30」の抗β₂グリアロブリンIlgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。</p> <p>エ「30」の抗カルジオリピンIlgG抗体、抗カルジオリピンIlgM抗体、抗β₂グリアロブリンIlgG抗体及び抗β₂グリアロブリンIlgM抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。</p> <p style="text-align: center;">～ (以下、略) ～</p>			

※FIA法：受託未定、

補足情報 (OE25 9 抗カルジオリピンIlgG抗体 (ELISA法)、OE23 4 抗カルジオリピンIlgM抗体 (ELISA法)、OE24 1 抗β₂グリアロブリンIlgG抗体 (CLEIA法)、OE22 7 抗β₂グリアロブリンIlgM抗体 (CLEIA法))